草津市あんしんいきいきプラン委員会について

資料1－1

1.担任事務

草津市介護保険事業計画および草津市高齢者福祉計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務

介護保険事業計画：介護及び介護予防サービスや地域支援事業など、介護保険事業に関して定める計画（介護保険法第117条に基づく計画）

高齢者福祉計画　：高齢者福祉および高齢者の権利擁護、自立生活の支援などに関する施策全般にわたる計画（老人福祉法第20条の8に基づく計画）

2.定数

20人以内

3.任期

委嘱日から平成33年3月31日まで

4.委員資格

（1）学識経験を有する者
（2）公募市民
（3）保健医療関係者
（4）福祉関係者
（5）その他市長が必要と認める者

5.根拠規定

○草津市附属機関設置条例（平成25年3月29日条例第3号）

○草津市附属機関運営規則（平成25年4月1日規則第35号）